

新型コロナウイルス感染症 対応状況チェックリスト

<解説>



平時からの備え・対策

1. 健康観察の確認と報告（感染の入口としての対策）

○利用者や職員の日頃の体調変化（**発熱・咽頭違和感・咽頭痛・声がれ・咳・痰がらみ・鼻水・頭痛・倦怠感**）を確認しましょう。

（利用者本人から症状を聞き取るのが難しい場合、**太字**の内容をよく観察しましょう）

○休日における職員の体調確認を行うことも大切です。休日に症状があったが受診せず、自己判断で出勤したことで感染が拡大したケースが報告されています。

○管理者等は職員の健康観察の確認を行い、有症状者がいる場合は出勤を控えさせる等の対応をお願いします。職員が正しく症状を申告し、休むことができる環境づくりに努めましょう。

○健康観察の参考例

健康観察表		施設名（部署）：																														
① 症状：（-）症状なし ①のどの違和感・のどの痛み ②咳 ③鼻水 ④下痢 ⑤味覚/嗅覚異常 ⑥頭痛 ⑦全身倦怠感 ⑧その他																																
氏名		平熱	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状	出勤	体温	症状
記入例	船橋 花子	36.4	出勤	36.4		明け	36.6	① ①																								
		②		③	④																											
	管理者等確認 印			⑤																												

○健康観察表の記録（様式）のポイント

- ①誰がみても体調確認ができる様に主要症状を例示する。
- ②平熱を記録し、検温結果と比較ができるようにしておく。
- ③検温結果を具体的な数値（例：36.5℃）として記入する。
- ④症状を具体的に記録し、症状がない場合は（無）（-）と明記する。
- ⑤管理者等は、健康観察表の記録の確認(有症状者の出勤や利用がない等)をしておく。

（参考：船橋市ホームページ「健康観察記録表（見本）」

https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769_d/fil/kennkoukan_nsatu.xlsx)

2. 標準的な感染対策

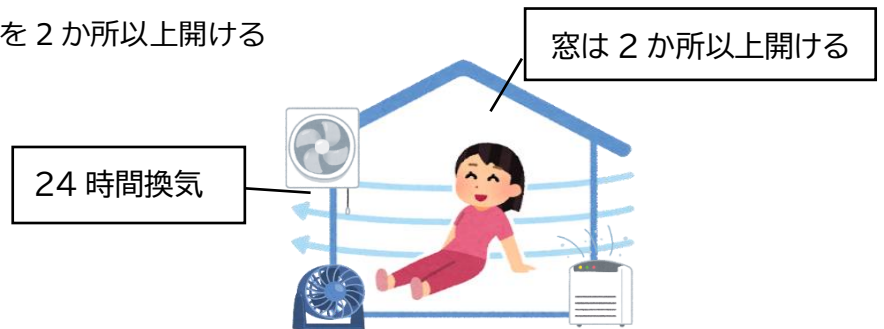
- 「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）を行いましょう。

機械換気





給気口と排気口が確保されたうえでの換気扇やサーキュレーターの使用
HEPA フィルターが搭載されている空気清浄器の使用

窓開け換気

対角線上にあるドアや窓を2か所以上開ける



- 手指消毒や環境整備を行いましょう

項 目	内 容
手指消毒 	全職員が、1ケアごとに手洗い、または70%以上アルコール消毒剤（以下、「アルコール消毒剤」という）による手指消毒をしましょう。
環境整備 	アルコール消毒剤、または0.05%次亜塩素酸ナトリウムをクロスに浸透させ、以下の場所すべてを拭き上げ消毒しましょう。（トイレ・食堂・洗面所・風呂・ベッド柵・手すり・ドアノブ・スイッチ・テーブル）
歯ブラシ 	利用者の歯ブラシ等をまとめて管理する際には、それぞれが接触しないようにしましょう。
ごみ 	手洗い場・うがい場・汚物処理室では、蓋付きの足踏み開閉タイプを使用しましょう。

3. 医療機関の協力体制の確保

○現在連携している医療機関や利用者のかかりつけ医に、感染者の治療等（①～⑤）がどこまで行えるのか事前に確認しましょう。

- ① 検査が可能か
- ② 対症療法による対応が可能か（点滴や酸素、解熱鎮痛剤や抗炎症剤など）
- ③ 新型コロナ治療薬の処方が可能か（ラゲプリオやパキロビッドなど）
- ④ 土日祝日・夜間の対応が可能か
- ⑤ 往診は可能か

○現在連携している医療機関や利用者のかかりつけ医で①～⑤の対応が難しい場合には、対応可能な医療機関の事前確保に努めましょう。

4. ワクチン接種

○ワクチンを接種することにより新型コロナウイルス感染症の重症化を予防することができます。利用者だけでなく職員も予防接種を行いましょう。

○定期的にワクチン接種機会の提供や勧奨を行いましょう。

○利用者と職員のワクチンの接種回数・最終接種日を把握しましょう。

○ワクチン接種が適切な時期に受けられていない場合、現在連携している医療機関や利用者のかかりつけ医に相談しワクチン接種をすすめましょう。

5. 物資の確保

○検査を行ったり、感染症対応を行ったりする際に、PPE（個人用防護具、以下「PPE」という）は頻回に使用しますので、事前に何がどの程度必要になるのか予測・検討し、最低でも1か月分は準備しておきましょう。

不織布 マスク	N95 マスク	フェイス シールド	手袋	長袖 ガウン	ビニール エプロン
					

○手指消毒や環境整備の際にアルコール消毒剤を使用しましょう。
アルコール消毒剤の使用期限も確認しておきましょう。

- 日々の健康観察の際に、パルスオキシメーターを使用しましょう。
 - 現在連携している医療機関と相談し、有症状者の発生時等において使用できる抗原定性検査キット※を1か月分程度確保しておきましょう。
 - ※抗原定性検査キットとは、国が承認した「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」を指します。
- キットの使用期限に注意しましょう。



6. 感染対策マニュアル・業務継続計画（BCP）の作成

- 感染管理に関する組織体制を考え、感染者が出たときに職員全員が着実に実施できるような感染対策マニュアルの作成をお願いします。職員がマニュアルの内容を理解できているか、実際に使えるものになっているかを確認し、平時から訓練を行いましょう。
- 職員が不足することを想定した法人内の応援体制を確保し、業務継続計画（BCP）内に盛り込んでおきましょう。

📎 感染対策マニュアルの作成にあたっては厚生労働省老健局「介護現場における感染対策の手引き」を参考にしてください。

（参考：厚生労働省老健局「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>)

📎 業務継続計画（BCP）の作成についても厚生労働省のホームページを参考にしてください。

（参考：厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/dougaku_00002.html)

感染の兆候が見られたら

7. 平時からの備え・対策の強化

○施設内で感染者が出ていない時も、地域で感染拡大の傾向がみられたら、平時からの備え・対策を見直し、感染対策を強化していきましょう。

項目	た と え ば
健康観察の確認と報告 (感染の入口としての対策)	<ul style="list-style-type: none">・職員は休日も含めた体調の確認、発熱、喉の違和感等があれば管理者に連絡し出勤を控えましょう。・発熱、喉の違和感等の症状を最低1日1回は確認し記録しましょう。・症状があれば早めに医師に相談、または医師の指示のもと検査を行いましょう。
標準的な感染対策	<ul style="list-style-type: none">・窓開け換気(2方向以上あける)を行い、室内の空気のおよみを解消しましょう。・サーキュレーターやHEPAフィルターが搭載されている空気清浄機を活用し風上から風下に空気の流れを作りましょう。・手指消毒や環境整備を再度確認しましょう。
医療機関の協力体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・現在連携している医療機関と密に連絡をとり、施設内で感染者が出た場合の対応方法を再度確認しましょう。・医療機関の協力体制の確保(本解説p.3の①～⑤の項目)ができていないか再度確認し、職員内で対応方法の共通理解を図りましょう。
物資の確保	<ul style="list-style-type: none">・PPEやアルコール消毒剤のストックを確認し、感染者が出た場合すぐに対応できるよう準備しましょう。・パルスオキシメーター、検査キットの数を確認し、1か月分より少なければ調達しておきましょう。
感染対策マニュアル・業務継続計画(BCP)の作成	<ul style="list-style-type: none">・職員が感染対策マニュアルの内容を理解し、実際に使えるものになっているかを確認しましょう。・感染対策マニュアルに沿った訓練を行いましょう。



上記の感染対策の強化に加え、以下の対策も行いましょう。

マスクの着用	<ul style="list-style-type: none">・重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、勤務中（身体的ケアなど）にマスクの着用が推奨されていることを、職員へ説明し着用しましょう。・必要時、施設内において利用者にマスクの着用をすすめてみましょう。 ※マスクの着用は個人の主体的な判断が尊重されます。・マスクができない利用者に対応する職員は、目の保護のためフェイスシールドを着用しましょう。
食堂利用	<ul style="list-style-type: none">・食堂の席どうしの距離をとる、向かい合わせにならない、時間をずらす、といった密にならない工夫を行いましょう。・食堂の席を固定、なるべく小集団にするなど、感染者が出た場合に感染拡大を防ぐ工夫を行いましょう。

施設内で感染者が出たら

8-1. 発生状況の把握・感染拡大防止

★感染者が1名でもでたら・・・

「**新型コロナウイルス感染症初動対応表**」に

従い対策を行いましょう



○対応ができたなら□に☑を入れましょう。

○以下の解説も確認しましょう。

★初発感染者が・・・

○職員の場合は、休暇をとり（5日間は外出等を控える）、10日間は不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いします。

○入所者の場合は、すでに施設内で感染が広がっている可能性があります。新型コロナウイルス感染症初動対応表に基づき感染対策強化をお願いします。

① 体調不良者の確認

○利用者と職員の健康観察（発熱・喉の違和感等の症状）の回数を増やしましょう。

（例：普段1日1回の健康観察をしている場合、1日2回に増やす）

○新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある利用者がある場合は、現在連携している医療機関や利用者のかかりつけ医に相談し検査や受診の調整をしましょう。

○症状のある職員は出勤を控えましょう。

○出勤後、症状がある職員に気付いたら管理者や周囲の職員がお互いに声をかけましょう。

② 手指消毒を徹底

○全職員がアルコール手指消毒剤を持ち歩き（または各部屋・各箇所に設置し）1ヶ
アごとに手指消毒を徹底しましょう。

○石鹸での手洗いも忘れずに行いましょう。

○手指消毒・手洗いの手順は以下を参考に
してください。



（参考：船橋市ホームページ「手指消毒・PPEの着脱・N95マスクについて」

https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769_d/fil/syoudoku_pe_n95.pdf)

③ 自治体への報告

○オンライン申請システム等を利用し保健所へ報告しましょう。

オンライン申請システムでの報告が難しい場合には保健所へ

電話で報告をお願いします。（健康危機対策課 047-409-3247）

↓報告はこちらから



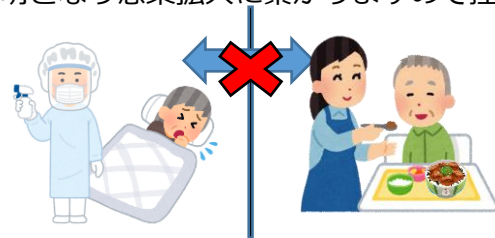
④ 職員のフロアを固定

○感染者・有症状者と、他の入居者を担当する職員を可能な限り固定しましょう。

○法人内で人員補充が可能かあらかじめ確認しておきましょう。

○複数のフロアを跨いでの勤務は感染経路が不明となり感染拡大に繋がりますので控
えましょう。

○他のフロア職員とは更衣室や休憩時間
を分けましょう。



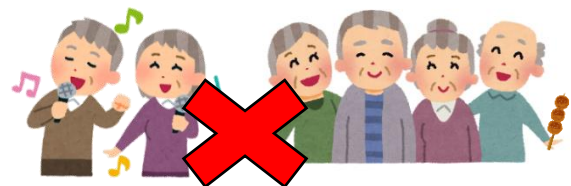
⑤ 居室対応

○感染収束が認められるまでは、食堂や外部サービスは原則休止しましょう。

○多床室で感染者が発生した場合は、可能であれば感染者は個室に移動しましょう。

○個室で対応できない場合は、ベッドの間隔を2m以上空け、ベッド間をカーテンで
仕切るようにしましょう。

○他の感染症の可能性もあるため、有症状者を一つの部屋に集めることは控えましょ
う。



⑥ 情報整理シートの準備

施設入所者情報整理シート

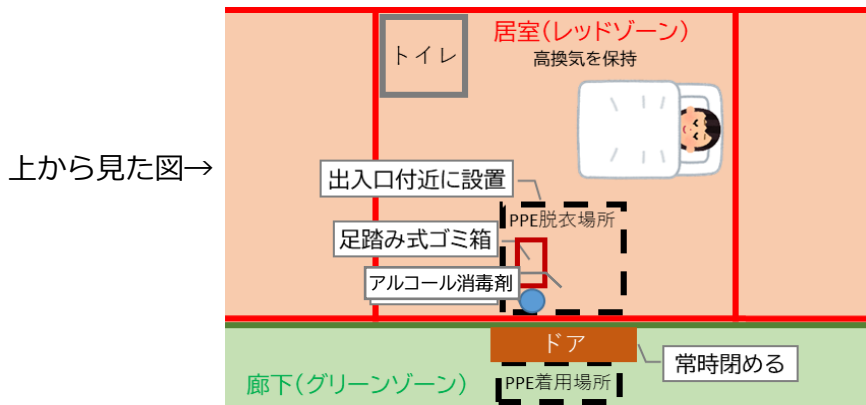
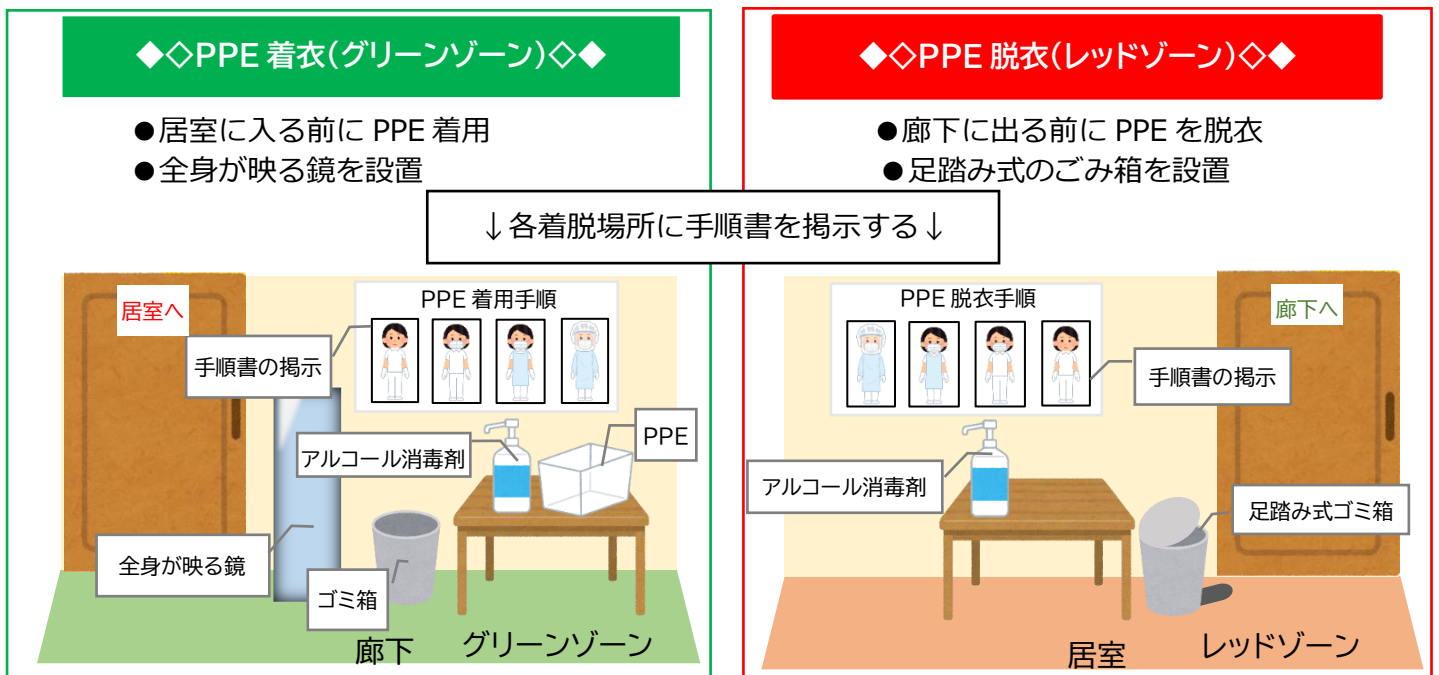
○受診や入院が必要となった場合に備えて、すぐに
情報提供ができるよう準備をしておきましょう。

(参考：船橋市ホームページ「施設入所者情報整理シート（記載例含む）」)



https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769_d/fil/ICsheet.docx

⑦ ゾーニングを行う

○ゾーニングは、病原体によって汚染されている区域（レッドゾーン）と、汚染されていない区域（グリーンゾーン）に区分けし、汚染されている区域からウイルスを持ち出さないために実施します。床にテーピングを施すなど、だれが見ても視覚的にわかりやすく区別することが重要です。



○感染者や有症状者のケアに当たる場合は、下記の表を参考にしてください。

感染者と接触がある介助	大量の飛沫発生やエアロゾル感染をひきおこす可能性が高い介助
 <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換 ・シーツ交換 ・清拭 ・陰部洗浄 ・体位交換 ・食事介助 <p style="text-align: right;">等</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケア ・吸引 ・ムセこみの多い方の食事介助 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>フェイスシールド・不織布マスク ・ガウン・手袋・アルコール消毒剤</p>	<p>フェイスシールド・N95 マスク・ガウン ・手袋・アルコール消毒剤</p>

※直接の接触がない場合（配薬・配膳など）はガウンの着用は不要です。

P P Eの脱衣時に感染が広がります。**脱衣行為ごとに手指消毒**を行きましょう。

👉 PPEの着脱に関してはこちらを参照ください。

（参考：船橋市ホームページ「手指消毒・PPEの着脱・N95マスクについて」

https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769_d/fil/syoudoku_pe_n95.pdf)

8-2. 医療機関ひっ迫に備えて

- 第7～8波では感染者が非常に多く発生し、医療機関がひっ迫しました。そのため、呼吸状態が悪化しても入院できない事態が起こり、やむを得ず施設内での療養管理をお願いする事がありました。
- 今後も感染者が急激に増えると、医療機関がひっ迫し、本来入院が必要な方も施設内での療養を余儀なくされる場合があります。施設内で療養となった際には、連携している医療機関や利用者のかかりつけ医と連携し、必要な対応の指示をもらいましょう。

た と え ば

- ① 土日祝日、夜間や緊急時の連絡方法を確認し、職場内で連絡先を共有し対応統一を行う。
- ② 既往症や現病歴を把握、重症化リスクのある人は早めに新型コロナ治療薬の処方相談をする。
- ③ 体調悪化時の具体的な指示を医師に確認しておく。
(例：38度以上の熱が出たら解熱剤を内服させる。
SpO2が94%切ったら、酸素を1ℓで投与開始。 など)

8-3.入院に備えて

- 「施設内入所者情報整理シート」の聞き取りを行っておきましょう。必要な情報を聞き取っておくと救急隊や医療機関への引継ぎがスムーズです。
- 入院に備えて、D N A R（延命処置の意思確認）を本人や家族に確認しておきましょう。